

雇用に関する連携協定書

- 2 前項の規定にかかわらず、甲、乙及び丙のいずれかが、他の全ての当事者に対して1か月前までに通知することにより、他の全ての当事者に何ら責任を負うことなく、本協定から脱退することができる。

瀬戸市（以下「甲」という。）、学校法人菊武学園名古屋産業大学（以下「乙」という。）及び瀬戸商工会議所（以下「丙」という。）は、瀬戸市域の中小企業・小規模事業者等の雇用支援を行うことにより、地域経済の発展に寄与するための連携・協力について合意し、次のとおり雇用に関する連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が積み重ねてきた協力関係をより一層強化し発展させるとともに、相互が保有する資源の有効活用により、さらなる効果的かつ効率的な雇用に関する事業を実施していくことを目的とする。

（連携・協力内容）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次号に掲げる事項について、情報交換、交流、協働事業等の実施により相互に必要な支援と連携協力をを行う。

- (1) 瀬戸市域の中小企業・小規模事業者等の人材確保、人材育成、雇用環境の改善等の雇用対策に関すること。
- (2) 知的資源及び物的資源の相互利用に関すること。
- (3) その他、3者が協議して必要と認める事項に関すること。

（情報交換及び協議）

第3条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく相互の連携強化及び協働による取組みを円滑に推進するため、定期的な情報交換及び協議の実施に努めるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく連携・活動において、相手方より知り得た情報について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に提供、開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲、乙及び丙のいずれかが、他の全ての当事者に対し別段の意思表示を行わない場合は、更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（その他）
第6条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合及び協定書に定めのない事項については、甲、乙及び丙が誠意をもって協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

甲 濑戸市追分町64番地の1
瀬戸市

瀬戸市長
瀬戸市
乙 尾張旭市新居町山の田3255-5
学校法人菊武学園 名古屋産業大学
学長

瀬戸木弘史
瀬戸市
丙 濑戸市見付町38番地の2
瀬戸商工会議所
会頭

河村誠一様
瀬戸市